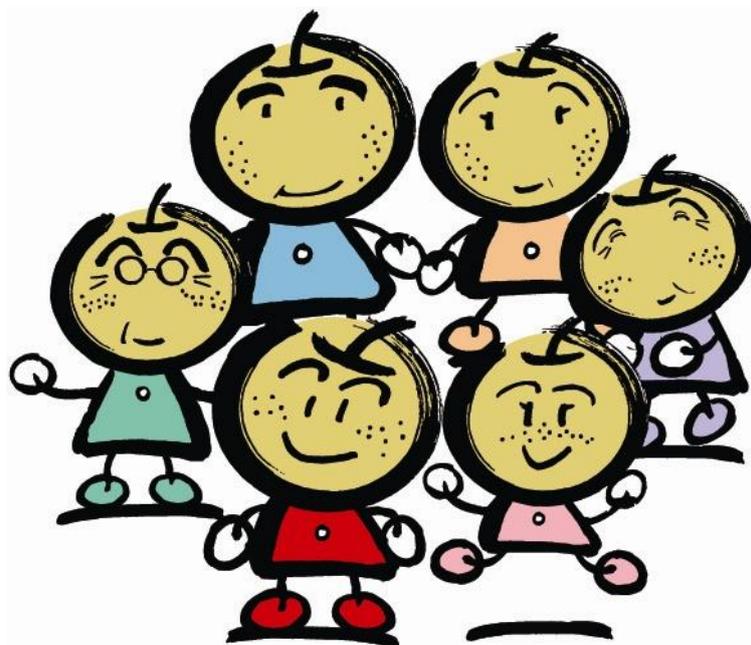


# 市民参加・協働のまちづくりプラン

～響きあい みのりある協働のまち しろい～



平成 25 年 2 月

白 井 市



## はじめに

### 響きあい みのりある協働のまち しろい を目指して



本市における人口は、ニュータウンの開発により年々増加しており、近年は富士地区や西白井地区などの住宅開発により、子育て世代を中心に人口が増加しています。

しかし、その一方で、30年前に転入した千葉ニュータウン開発初期の入居者が退職を迎え、地域における65歳以上の人口の比率が40%を超える地域も生じており、地域の状況も様々です。

そのような中、様々な市民ニーズに的確に対応し、効率的で効果的な行政サービスを提供するためには、市民と行政の連携・協働が不可欠になっています。

そこで、市は、第4次総合計画後期基本計画において、市民参加・協働を計画推進の柱の一つと位置付け、各種施策を推進することとしています。

そして、更に市民参加・協働を進めて行くために、このたび「市民参加・協働のまちづくりプラン」を策定し、自治会活動や市民活動などの地域活動の相互の連携・協働のあり方とその推進体制を定めました。

白井市のまちづくりは、行政だけでなく、一人一人の市民、自治会、NPO、ボランティア団体、地区社会福祉協議会などの市民活動団体や事業者など、さまざまな公共サービスの担い手によって支えられています。その担い手が、それぞれの特色を活かし、対等な立場で協働することで、より暮らしやすいまちづくりが進むものと考えます。

市は、このプランに基づき、市民と市の対話を通じて、それぞれの役割を認め合い、お互いの良いところを活かしながら、市民参加・協働を推進していきます。

このプランは、市民・市民活動団体・事業者、学識経験者からなる「市民参加・協働のまちづくりプラン策定会議」や市職員による「庁内策定部会」、策定会議と庁内策定部会の「合同ワークショップ・合同会議」をのべ21回、約2年にわたって委員の皆さんに市の課題や推進施策についてまとめていただき、市民参加により策定したものです。

策定にあたり熱心にご審議いただきました委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました多くの市民の皆様や関係団体の皆様に心から厚く御礼申し上げます。

平成 25 年 2 月

白井市長 伊澤 史夫

## 【目次】

### 第1章 市民参加・協働のまちづくりプランの策定について…… - 1 -

1. 策定の背景 ～今、なぜ市民参加・協働なのか～ …… - 1 -
  - (1) 市民ニーズの多様化・高度化 …… - 1 -
  - (2) 安全・安心への関心の高まり …… - 1 -
  - (3) 高齢化等の進展と財政 …… - 2 -
  - (4) 市民による公共サービスの担い手と市民自治 …… - 4 -
2. 策定の趣旨 …… - 5 -
  - (1) 策定の目的と位置付け …… - 5 -
  - (2) プランの特徴 …… - 6 -

### 第2章 白井市の市民参加・協働の現状と課題 …… - 7 -

1. 白井市における市民参加・協働のあゆみ …… - 7 -
  - (1) 市民参加条例制定に向けた取り組み（平成8年～平成16年） …… - 7 -
  - (2) 市民参加条例制定後の取り組み（平成16年～平成24年） …… - 8 -
2. 市民の市民参加・協働の現状 …… - 9 -
  - (1) 市民の意識 …… - 9 -
  - (2) 市民の取り組み …… - 11 -
3. 白井市の市民参加・協働の現状と課題 …… - 17 -
  - (1) 行政への市民参加を高める取り組み …… - 17 -
  - (2) 地域コミュニティへの市民参加を高める取り組み …… - 19 -
  - (3) 協働のしくみへの市民参加を高める取り組み …… - 21 -
4. 白井市第4次総合計画後期基本計画第1次実施計画における市民参加・協働の現状 - 23 -
  - (1) 調査の狙い …… - 23 -
  - (2) 市民参加の実施状況 …… - 23 -
  - (3) 市民協働の実施状況 …… - 24 -
  - (4) 今後の展望 …… - 25 -

### 第3章 プランの理念と体系 ..... - 27 -

1. 白井市の市民参加・協働の捉え方 ..... - 27 -
  - (1) 市民参加・協働の考え方 ..... - 27 -
  - (2) 協働の領域 ..... - 28 -
  - (3) 市民参加・協働に適した分野や事業とは ..... - 29 -
  - (4) 市民参加・協働の手法 ..... - 33 -
2. 協働によるまちづくりに向けた様々な主体とその役割として期待していること ..... - 35 -
  - (1) 市の役割 ..... - 35 -
  - (2) 市職員の役割 ..... - 35 -
  - (3) 市民の役割 ..... - 35 -
  - (4) 地域コミュニティの役割 ..... - 36 -
  - (5) 市民活動団体（ボランティア団体・NPO）の役割 ..... - 36 -
  - (6) 事業者の役割 ..... - 36 -
3. 白井市が市民参加・協働で目指す姿 ..... - 37 -
4. プランの施策体系と方針 ..... - 39 -

### 第4章 施策の具体的展開 ..... - 41 -

1. 「市民参加」 ～多様な市民とともにつくる～ ..... - 41 -
  - (1) 情報の活用と提供の充実 ..... - 41 -
  - (2) 市民参加・協働の機会の拡充と環境の整備 ..... - 43 -
  - (3) 市の行政活動を知る・学ぶ ..... - 45 -
2. 「市民自治」 ～みんなで地域をつくる～ ..... - 47 -
  - (1) コミュニティ意識の向上 ..... - 47 -
  - (2) 地域活動に参加しやすい環境づくり ..... - 49 -
  - (3) 地域のリーダーになる市民の養成 ..... - 52 -
  - (4) 地域の課題解決のための地域のしくみと環境づくり ..... - 53 -
3. 「市民協働」 ～共有と信頼で築く～ ..... - 57 -
  - (1) 協働のしくみづくり ..... - 57 -
  - (2) 協働のモデルづくり ..... - 59 -
  - (3) 職員の意識改革・能力形成と職場環境づくり ..... - 61 -

### 第5章 響きあう市民参加・協働のために ..... - 63 -

1. 重点的な取り組みと段階的な実施 ..... - 63 -
  - (1) 情報 ..... - 64 -
  - (2) 意識と人づくり（市民・市職員） ..... - 64 -
  - (3) 地域の組織 ..... - 65 -
  - (4) 協働のモデル事業 ..... - 65 -
2. 評価と推進体制 ..... - 67 -

# 第1章 市民参加・協働のまちづくりプランの策定について

平成12年に地方分権一括法が施行されたことにより、自治体は、自らの責任と判断のもと、まちづくりや市民のニーズに主体的に対応していかなければなりません。

地方分権を進めるためには、自治体としての政策能力の向上はもとより、市民一人ひとりが主体的、自律的に物事を考え、決定し、行動する市民自治をどれだけ確立し、発展させていくのかが重要となっています。

## 1. 策定の背景 ～今、なぜ市民参加・協働なのか～

### (1) 市民ニーズの多様化・高度化

成熟化社会を迎え、市民の生活様式や価値観の変化に伴い、物質的な豊かさから精神的な豊かさが求められるようになり、これまでのような行政による公平・画一的な公共サービスの提供だけでは、市民が生活に求める需要全てに対応できなくなってきました。

また、核家族化や共働き世帯の増加などの要因により、子育てや介護における行政サービスの需要が拡大しています。

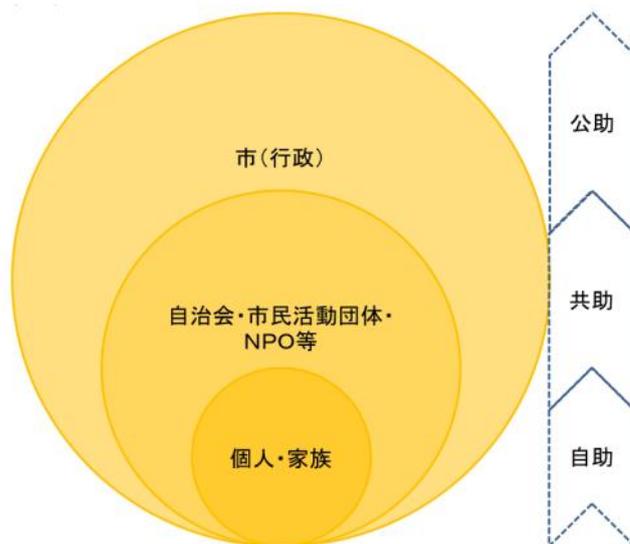
### (2) 安全・安心への関心の高まり

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの尊い人命が失われました。災害から自分の身や大切な家族、近隣の人たちを守るためには、市民一人ひとりが自らの身や家族を守る「自助」、自助でできないことを地域やみんなで助け合う「共助」が欠かせません。

東日本大震災や阪神・淡路大震災により、自主的な防災意識や自治会・地域の役割の重要性が再認識されています。また、市民の安心な暮らしに対する要求も高まっています。

これからは、自治会や市民団体などが連携、協力して防災体制を構築する必要があります。

#### ■ 自助・公助・共助のイメージ



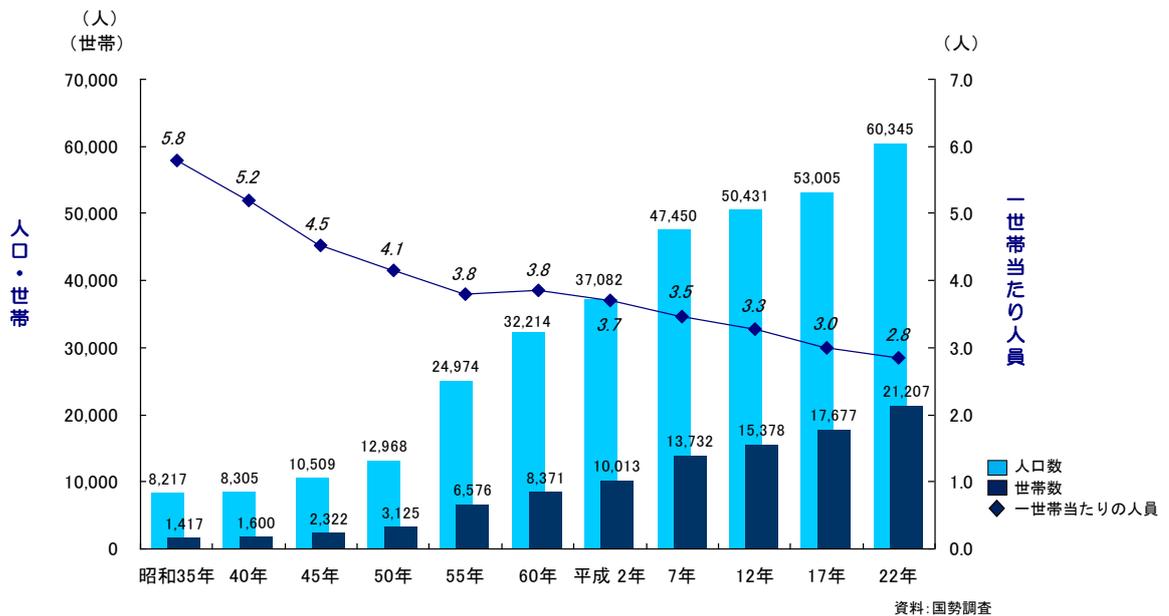
### (3) 高齢化等の進展と財政

白井市における人口は、ニュータウンの開発により年々増加しておりますが、特に近年は富士地区や西白井地区などの住宅開発により、平成17年10月から平成22年10月までの5年間に於ける人口増加率は18.1%と全国で4番の高水準であり、子育て世代を中心に急速に人口が増加しています。

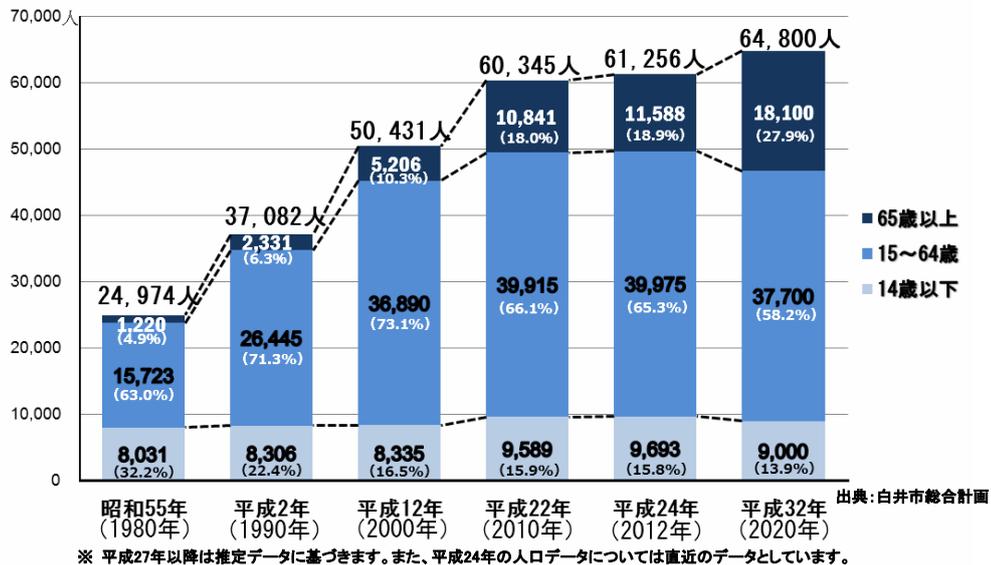
その一方で、30年前に転入した千葉ニュータウン開発初期の入居者の中心年齢層が退職を迎えることから、急速な高齢化の進展とともに、税収について減少が見込まれます。

このような中、医療費などの扶助費の増加をはじめ、子どもの増加に伴う子育て支援や学校教育の充実のためなどの財政負担が高まることが予想され、今後ますます行政運営が難しくなってきます。

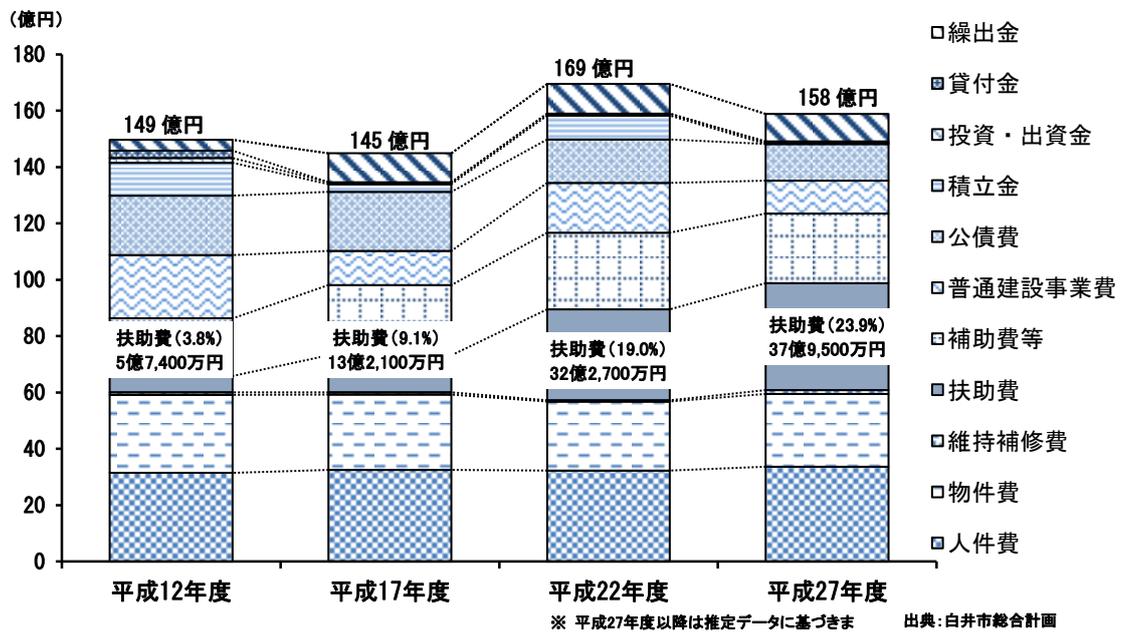
#### ■ 総人口・世帯数・1世帯当たり平均人員数の推移



#### ■ 年齢3区分別人口構成割合の推移

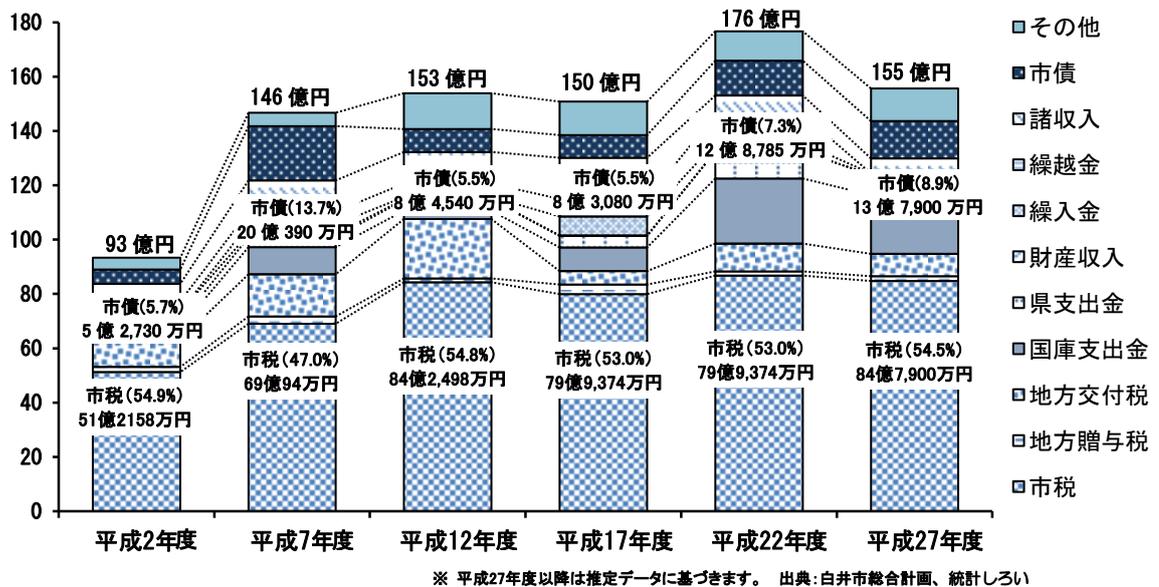


## ■ 性質別歳出決算額の推移



子どもや高齢者などを援助するための経費である扶助費は、医療費の増加や子育て支援などのため、年々増加しており、今後も増加することが予想されています。

## ■ 性質別歳入決算額の推移



白井市の人口は増えていますが、千葉ニュータウン開発初期の入居者の中心年齢層の退職により、税収は、ほぼ横ばいです。また、今後の地方交付税などの国からの収入については、税制改正の影響や制度見直しにより減収が見込まれることから、歳入全体の伸びは期待できません。

## (4) 市民による公共サービスの担い手と市民自治

阪神・淡路大震災を契機に地域活動やボランティア・市民活動などの参加意識が高まり、これらの取り組みを通じて、市民一人ひとりに「自分達のまちのことは、自分達で決める」という市民自治のまちづくりの意識が芽生えつつあります。

特に東日本大震災では、自治会などの地域団体や市民活動団体（ボランティア・NPO）が避難所の運営や復興まちづくり計画などで果たした役割は非常に大きなものでした。

地方分権が進む中で、従来のように行政が単独で公共サービスを担うのではなく、自治会をはじめNPOやボランティア団体などの市民活動団体、事業者などの様々なまちづくりの主体が、公共サービスの担い手として期待されています。

また、これらのまちづくりの主体と行政がそれぞれの特性を活かした適切な役割分担によって連携し、公共サービスを支えていくためのしくみづくりが必要です。

### 市民参加・協働のまちづくりプランで使う主な用語について

#### ■市民

市内に在住し、在勤し、及び在学する者、市内に事業所を有する法人その他の団体のことをいいます。

#### ■コミュニティ

自主的に参加した市民が、お互いが助け合い課題を解決することで良い環境や関係を構築することを目的として構成された集団や組織のことをいいます。

#### ■NPO

福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力などの様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体のことをいいます。このうち特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、法人格を得た団体を特定非営利活動法人（NPO法人）といいます。

#### ■総合計画

市の長期的経営計画としての役割を有しており、市政の行財政指針を示す計画です。また、白井市政の最上位計画としての役割を有しており、市の全ての計画は、この計画に連動・整合して、策定・運用されます。

白井市の総合計画は、市の将来像、基本理念などを記した基本構想（10年間）、基本構想を実現するための基本目標や具体的な施策を示す基本計画（5年間）、基本計画を達成するための具体的な事業としての実施計画（第1次3年間・第2次2年間）で構成されており、現在、第4次総合計画後期基本計画第1次実施計画を推進しています。

※なお、本プラン中、特に断りのない場合、

「総合計画」は、第4次総合計画（平成18～27年度）

「後期基本計画」は、第4次総合計画後期基本計画（平成23～27年度）

「実施計画」は、第4次総合計画後期基本計画第1次実施計画（平成23～25年度）とします。

## 2. 策定の趣旨

### (1) 策定の目的と位置付け

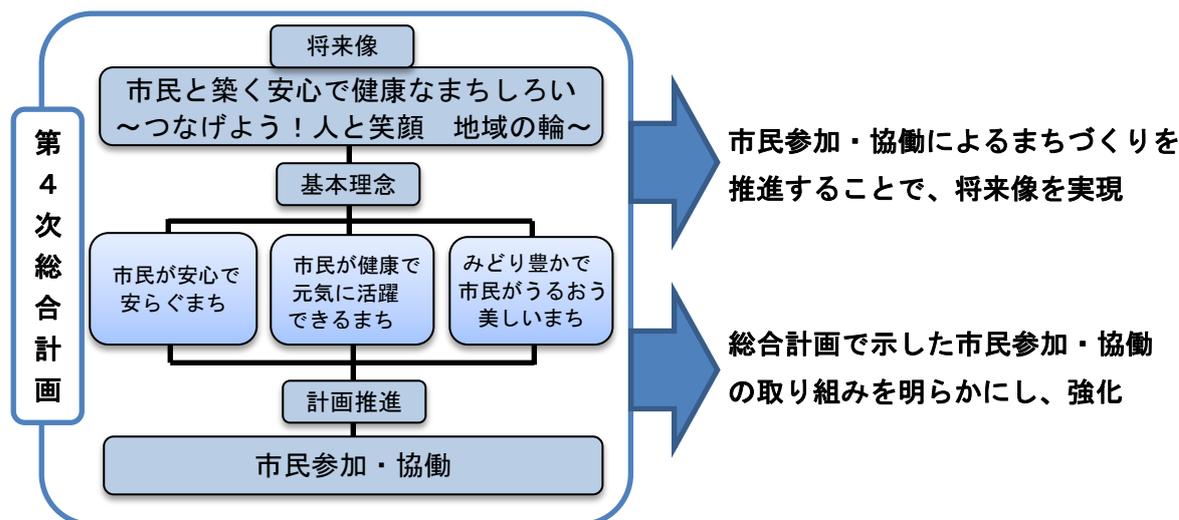
白井市では、市の将来像である「市民と築く安心して健康なまち しろい」を実現するため、平成18年度から平成27年度までの10年間の第4次白井市総合計画を策定し、その中間年度である平成23年度から第4次総合計画後期基本計画により様々な施策や事業を展開しています。

後期基本計画では、「市民参加・協働」により、市の施策や事業を進めていくことを共通の取り組みとしています。

この市民参加・協働のまちづくりプランは、後期基本計画における事業等を「市民参加・協働」の視点から、市民参加の手法や協働の形態などを具体化するとともに、市民参加・協働のあり方や推進体制などを定めることで、白井市における今後の市民参加・協働を計画的に推進するための「道しるべ（ロードマップ）」と位置付けます。

なお、市民参加・協働のまちづくりプランは、平成24年度から平成27年度までに市が実施する後期基本計画を推進することを大きな目的として策定しています。ただし、長期的な視点で取り組む必要のある事業については、次期総合計画である第5次総合計画を視野にいて取り組みます。

#### ■ プランと総合計画の関係



## (2) プランの特徴

市民参加・協働のまちづくりプランの策定にあたっては、4つの視点を意識しながら、策定に取り組みます。

また、プランの推進にあたっては、この4つの視点を意識するとともに、市民と市が、市民参加・協働について共通理解のもとで、段階的に推進していくこととします。

### ①現状と課題

市民参加・協働を計画的に実施し、更に市民参加・協働を進めるため、白井市における市民参加・協働の現状と課題を明らかにします。

### ②理解と推進

市民参加・協働について、市民と市が共通理解を深め、お互いに異なる立場や役割を認識することで、市民参加・協働を進めます。

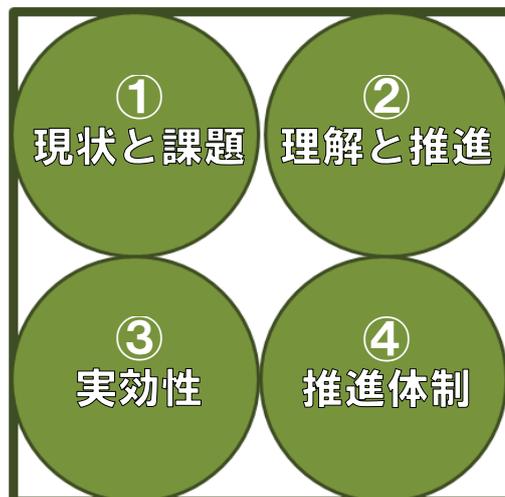
### ③実効性（具体的施策）

実施計画の全ての事業を市民参加・協働の視点で洗い出し、市民に対して明らかにするとともに、市民参加・協働を推進するための事業を推進します。

### ④推進体制

事業を実施する際に、市民が市民参加・協働の視点から事業に関与できるしくみとともに、市民が市民同士で連携できるしくみをつくり推進します。

また、このプランを推進するための庁内組織や市長を本部長とした推進本部を設置するとともに、市民、自治会、市民活動団体、事業者などからなる推進体制を築いて推進します。



## 第2章 白井市の市民参加・協働の現状と課題

白井市は、市民参加・協働について、これまでも「まちづくり条例」や「市民参加条例」などのルールや推進組織づくりを行うとともに、総合計画において、市民参加・協働の視点により各種の施策や事業を推進しています。

今後も更なる市民参加・協働を推進するための取り組みと環境づくりが求められていることから、市民参加・協働のまちづくりプランを策定し、計画的に市民参加・協働を推進します。

### 1. 白井市における市民参加・協働のあゆみ

#### (1) 市民参加条例制定に向けた取り組み（平成8年～平成16年）

平成 8年	4月	「白井町第3次総合計画」において市民参加（当時は、「住民参加」と表記）を規定
平成 10年	3月	「健康文化と快適なくらしのまち創造プラン」を市民参加で策定
平成 11年	4月	「都市マスタープラン」を市民参加で策定
	10月	行政運営の透明性を高めるため「情報公開条例」施行
平成 12年	9月	連携・協働型の市政を検討するための審議会として「白井町住民参加検討懇話会」を設置
平成 13年	3月	白井町住民参加検討懇話会が、提言書「連携・協働型市政への道～よりよき住民参加のために～」を提出
	3月	「環境基本計画」を市民参加で策定
	4月	市制施行により、白井町が白井市に 「第3次総合計画後期基本計画」を市民参加で策定 市の将来像を「住民参加で快適な健康文化都市」に
平成 15年	6月	市民参加の基本的な考え方、基本ルールを定めた「住民参加指針」を策定
	8月	市民参加を先導的に推進するための組織として、公募市民41人による市民会議「白井市100人会議」設置
	11月	市民活動の情報を市民に伝えるため「市民活動情報紙市民活動ニュース」を発行
	12月	市民活動の推進拠点として「市民活動推進センター」設置
平成 16年	3月	市民参加のルールによるまちづくりを推進するため、「白井市まちづくり条例」を千葉県内で初めて制定
	4月	市として横断的に市民参加を推進するため「市民参加推進課」設置
	6月	行政への市民参加の考え方、市民参加の方法、評価、推進体制などを規定した「白井市市民参加条例」を千葉県内で初めて制定し、同月施行

## (2) 市民参加条例制定後の取り組み（平成16年～平成24年）

- 平成16年 10月 「白井市まちづくり条例」施行  
11月 市民参加条例に基づき、市民参加の実施状況の評価と市民参加の拡充のために「市民参加推進会議」を設置
- 平成17年 1月 市民の企画による市民参加の取り組みを推進する「市民まちづくりフォーラム」の開催  
6月 充実した生活の実現と市民参加によるまちづくりを推進するため健康生活学部、福寿学部、まちづくり学部の3学部からなる「市民大学校」を開設
- 平成18年 4月 「白井市第4次総合計画」において、「市民参加・協働」を計画推進の柱として位置付け
- 平成19年 4月 公益活動を行う市民団体を支援し、市民と行政との協働を推進するため「市民団体活動支援補助金」交付要綱を制定  
7月 市民活動の報告と市民活動のPRを兼ねて、第1回「市民活動まつり」を開催（以後、毎年開催）
- 平成20年 4月 市民団体活動支援補助金を5団体に交付  
5月 「第2期市民参加推進会議」を設置
- 平成21年 4月 市民団体活動支援補助金を5団体に交付
- 平成22年 3月 市民参加の項目を作成し、委員の募集、会議の公開、パブリックコメント（意見公募）について一元化するため、市ホームページ改訂  
4月 市民活動推進センターの機能拡充を図るため、市民活動推進センターを登録団体で構成される市民活動推進センター運営協議会に委託  
4月 市民団体活動支援補助金を5団体に交付  
10月 市民団体活動支援補助金交付要綱を一部改正し、新たに「活動立上型」の補助を追加
- 平成23年 4月 市民協働を推進するため「市民参加推進課」を「市民活動支援課」に組織改編  
4月 市民団体活動支援補助金を5団体に交付  
5月 「第3期市民参加推進会議」を設置  
7月 市民活動の推進及び市民等と市との協働を進めるため「市民活動推進委員会」を設置  
7月 「市民参加・協働のまちづくりプラン」策定開始
- 平成24年 3月 積極的に情報提供施策の推進に取り組むため「情報提供施策の推進に関する基本方針」を制定  
4月 市民団体活動支援補助金を4団体に交付
- 平成25年 2月 市民参加・協働のまちづくりプラン策定（予定）

## 2. 市民の市民参加・協働の現状

### (1) 市民の意識

平成 20 年に実施した「健康に関するアンケート」、平成 21 年に実施した「第 12 回住民意識調査」、平成 22 年に実施した「第 5 期高齢者福祉計画・介護保険計画策定に係るアンケート調査」における市民の市民活動への関心についてのアンケートから、明らかになっていることとして、自治会を中心とした地縁活動とゴミゼロ運動などの活動事業については、活動の参加経験者が非常に多いことがわかります。

しかし、その一方で、過去に活動していたものの、現在活動をしていないという人も、非常に多い傾向にあることも明らかになっています。

白井市内の約 8 割の自治会では、会長をはじめとする役員の任期が、1 年であることから推測されることとして、自治会役員などの任期の間は活動を実施するものの役員を退くと自治会活動自体に積極的に参加しなくなることが考えられます。

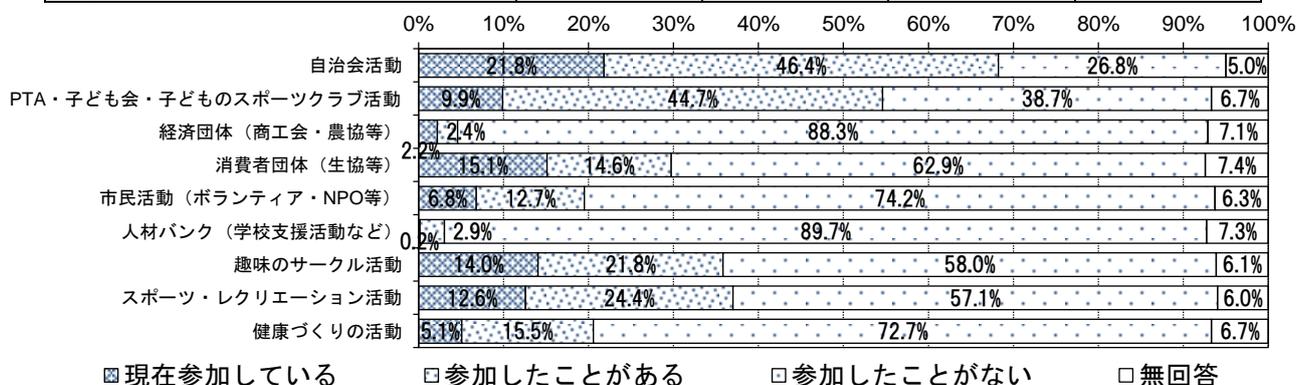
また、市民活動は大切である。という意識を持つ市民が多い一方で、自治会を除く NPO やボランティアなどの市民活動を行っている人は非常に少ないことがわかります。

世代ごとの市民活動の参加経験では、年齢が高くなるほど市民活動を経験した人が多く、若い人ほど少ないことがわかります。また、それぞれの市民活動ではシニア層が中心である傾向が表れています。

### ■ 市民の市民活動への参加状況

問 あなたの団体活動への「参加状況」を伺います。それぞれの活動について該当するものに○をつけてください。(有効回答数 1,225 件)

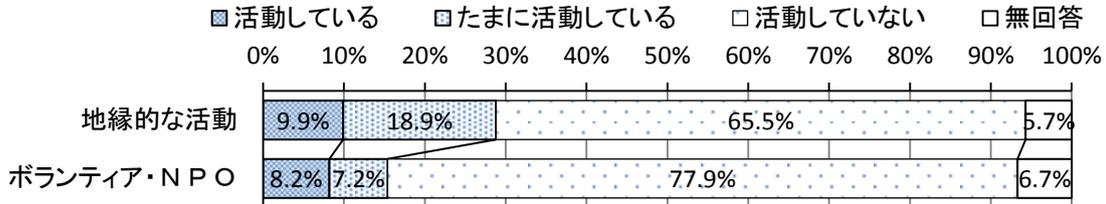
	現在参加している	参加したことがある	参加したことがない	無回答
自治会活動	267	569	328	61
PTA・子ども会・子どものスポーツクラブ活動	121	548	474	82
経済団体（商工会・農協等）	27	29	1,082	87
消費者団体（生協等）	185	179	770	91
市民活動（ボランティア・NPO 等）	83	156	909	77
人材バンク（学校支援活動など）	2	35	1,099	89
趣味のサークル活動	172	267	711	75
スポーツ・レクリエーション活動	154	299	699	73
健康づくりの活動	62	190	891	82



出典：第 5 期高齢者福祉計画・介護保険計画策定に係るアンケート調査

## ■ 市民活動への参加状況（性別・年齢別）

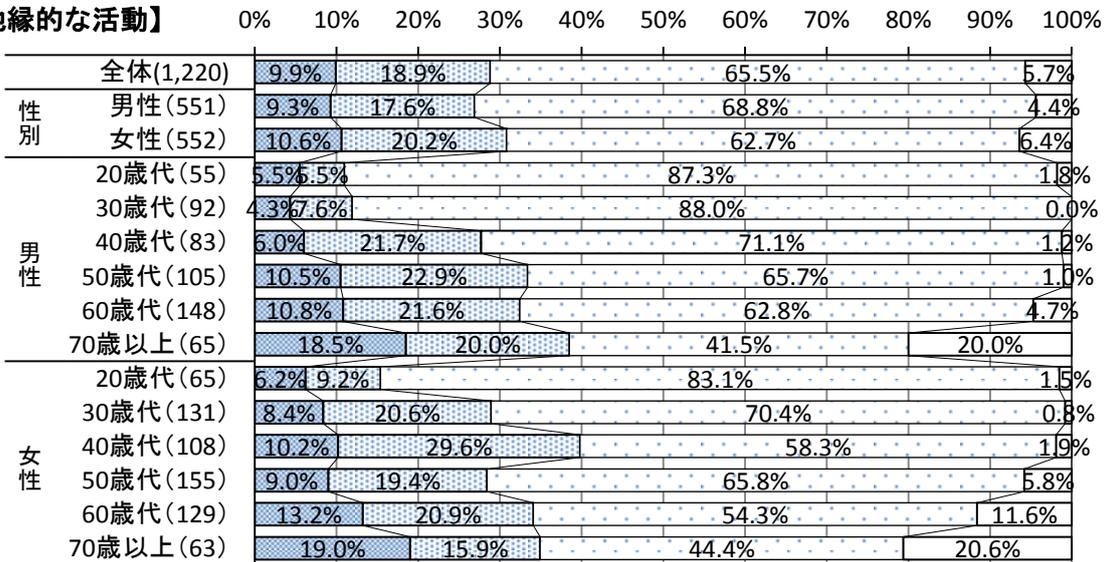
問 あなたは、白井市内で次のような活動をしていますか。（有効回答数 1,220 件）



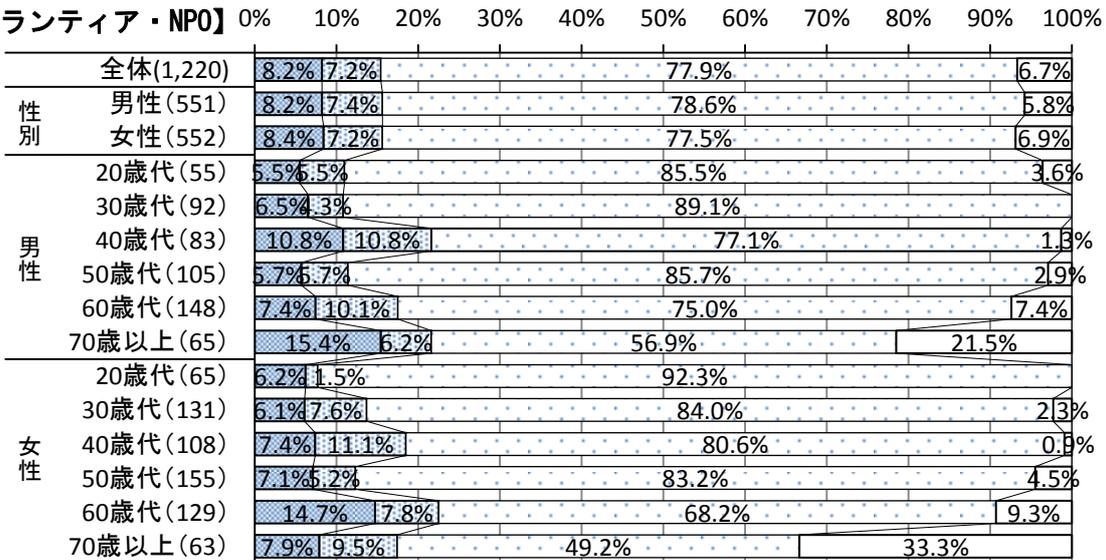
### 性別・年齢別回答動向

活動している   
 たまに活動している   
 活動していない   
 無回答

#### 【地縁的な活動】



#### 【ボランティア・NPO】



出典：健康に関するアンケート調査（各要素として表記した割合（%）は、小数点以下第2位を四捨五入した後のものです。）

## (2) 市民の取り組み

地域コミュニティの核となる自治会は、市内のそれぞれの地域で、防災・防犯や地域福祉、住民同士の交流などの各種のイベントに取り組んでいます。また、災害時要援護者への対応や防犯など広域的な地域課題について対応するため、小学校区単位で、定期的に自治会長の話し合いを開催している地域もあります。

小学校区や中学校区ごとに設立されている地区社会福祉協議会は、高齢者対策などの地域の中で助け合い、支え合う活動に取り組んでいます。

市民団体やNPOなどは、環境、子育て、福祉、まちづくり、国際交流など様々なテーマで、専門性を活かした市民による公益的な市民活動の取り組みを広げています。

また、桜台、南山、大山口、七次台の中学校区では、地域の市民が中心となり総合型地域スポーツクラブを設立し、スポーツやレクリエーションを通して、子どもから高齢者までの全ての人達が、健康づくりと世代・地域の交流を図られるよう活動しています。

これらの取り組みを通じて、市民の中には、「市民自らが地域の課題を考え主体的に解決していく」という意識が芽生えつつあるとともに、地域におけるまちづくりの必要性が認識されつつあります。

### <主な市民の取り組み>

#### ①自治会・町会等（地縁組織）

住み良い地域社会を目指し、市内それぞれで活動しています。

市には、平成24年4月現在、93の自治会・町会・区・管理組合が結成されており、その会員世帯数の合計は、15,812世帯で、自治会に加入している市民の割合（自治会化加入率）は、約68.7%です。

#### 【主な活動】

- ・生活の場をみんなでよくする活動
- ・交流・ふれあいの場づくり
- ・地域課題の解決に向けた活動
- ・行政との協働への活動 など



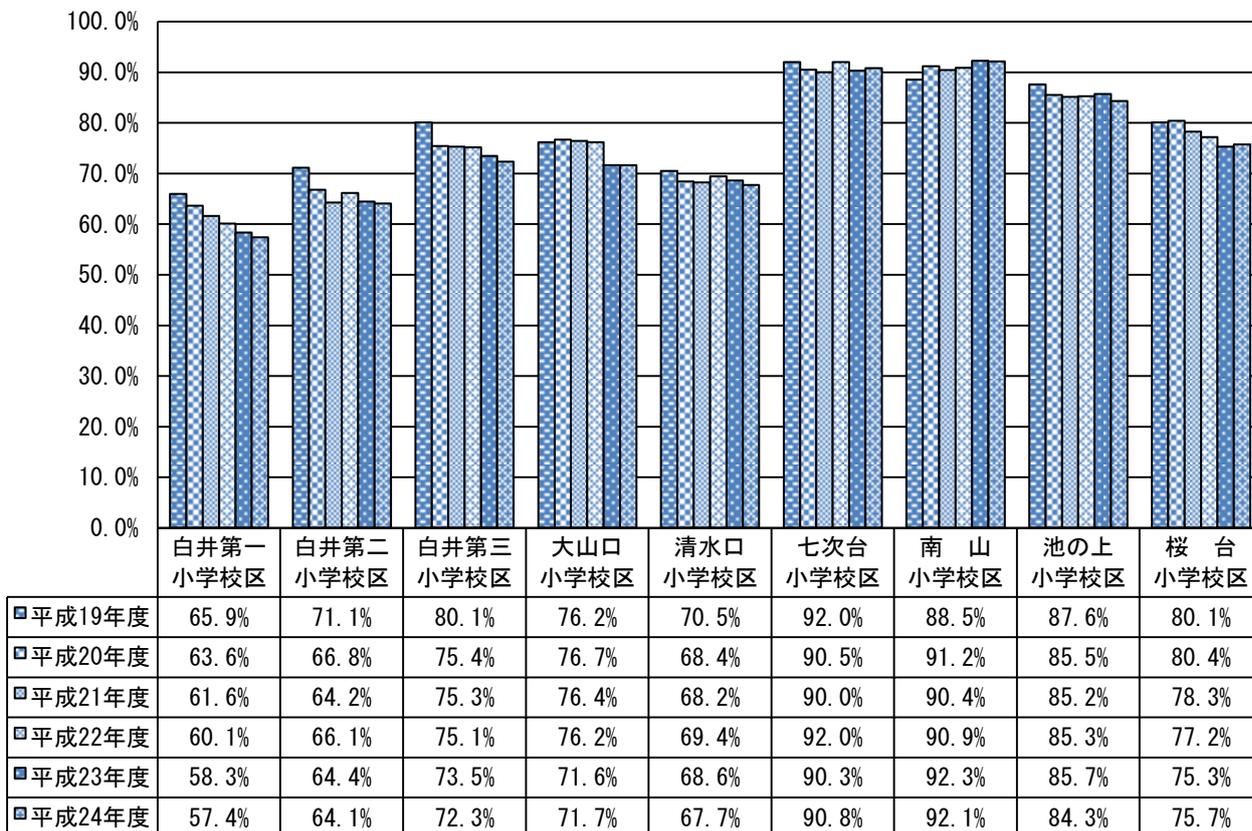
#### ■ 千葉県内市町村の自治会加入率と高齢化率一覧

市町村名	自治会加入率	高齢化率
		( ) 内県内順位 (低い順)
我孫子市	75.5%	24.0% (26位)
鎌ヶ谷市	68.3%	22.2% (18位)
流山市	※72.2%	21.3% (15位)
松戸市	73.5%	20.8% (12位)
柏市	73.9%	20.6% (10位)
船橋市	76.4%	20.2% (9位)
習志野市	71.5%	19.9% (8位)
白井市	68.7%	18.9% (5位)
成田市	※59.0%	17.8% (4位)
市川市	63.0%	17.7% (3位)
印西市	67.9%	16.6% (2位)
浦安市	※52.8%	12.8% (1位)

平成24年4月現在（※印の市は平成23年度のもの）

## ■ 小学校区ごとの自治会加入率の推移

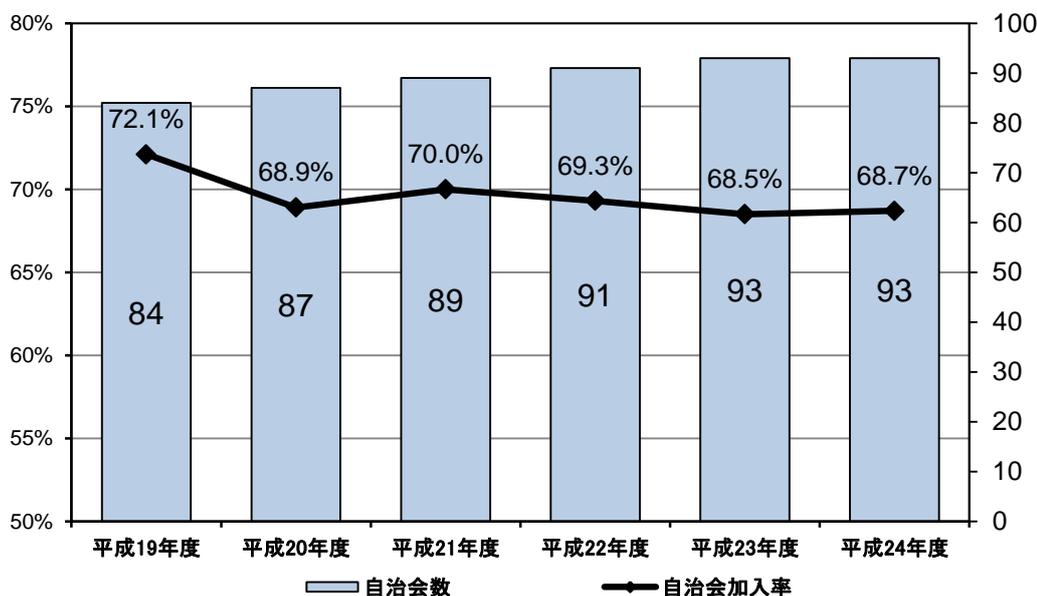
(自治会加入率)



## ■ 白井市の自治会数と加入率の推移

(自治会加入率)

(自治会数)



## ②白井市自治連合会（9支部）

市内 93 の自治会全ては、自治会同士の連絡協調と親睦、共通の問題を研修協議して地域社会の発展を図ることを目的とした組織である白井市自治連合会に加入しています。

白井市自治連合会は、小学校区ごとに支部を設置し、地域の課題解決に向け、地域の情報を共有・連携して、地域活動に取り組んでいます。

### 【主な活動】

防災・防犯、夏祭り、清掃活動など



■自治連合会視察

## ③地区社会福祉協議会

誰もが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を推進するために、市内7地区（5小学校区・2中学校区）に設置しています。地域のボランティアや民生委員他、様々な団体で構成された住民主体の組織です。

「助け合い」や「支え合い」活動を中心にそれぞれの地域の実態に合った活動を展開しています。

### 【主な活動】

高齢者ふれあい食事会、高齢者いきいきサロン、子育て支援事業、地域交流事業、歳末たすけあい街頭募金運動、広報紙の発行など



■高齢者ふれあい食事会

## ④PTA・子ども会活動

市内の小中学校それぞれの学校に PTA を設置しています。

PTA 活動は、学校活動以外にも、地域の防犯活動や市や様々な団体と連携して子ども事業に取り組んでいます。

子ども会は、地域の子どもの健全育成を推進しています。

### 【主な活動】

防犯、子どもの見守り、地域のリーダー育成子どもたちの異世代間交流支援など



■リーダー養成講座（子ども会）

## ⑤市民活動団体

市民の自発性・自立性に基づき、広く社会一般の利益を目的とした（公益的）活動を継続的に行っている団体で、平成 25 年 1 月現在市民活動推進センターに 54 団体が登録しています。

### 【主な活動】

福祉、まちづくり、環境、国際協力など



■市民活動まつり



■市民活動推進センター

## ⑥市民個人

○市民が個人的に行うボランティア活動

### 【主な活動】

防犯活動や福祉活動、清掃・美化活動など



■市民による環境美化活動

○市等が委嘱し、市民が市等へ事業協力を行い、社会貢献活動を実践する活動

### 【主な活動】

民生委員・児童委員、防犯指導員、生活環境指導員、食生活改善推進員、母子保健推進員など



■母子保健推進員の活動

## Topics 白井市の取り組み

### 市民団体活動支援補助金

- 市は、平成 20 年度から「市民と行政との協働によるまちづくり」を推進するため、自主的に公益活動を実施する市内の団体を 3 年間の補助制度により支援しています。
- この補助金は、市内に活動拠点がある市民活動団体が、主に市内において行う公益的な活動事業を対象としており、平成 23 年度から 25 年度までの予定で 5 団体を支援しています。
- 市内では、この補助金の活用により、市民活動団体による様々な公益活動が展開されています。
- 平成 23 年度からは、市内で新たに設立する公益的な市民活動団体を支援するための補助制度も設けています。

#### ■ 市民団体活動支援補助金により様々な活動を行う市民活動団体

##### アニマルフレンド（平成 20～22 年度・平成 23～25 年度）

市民活動団体が自主事業として実施していた動物愛護教育活動や地域猫の不妊手術を市に提案し、市が補助金を支出することで事業実施に伴う団体の財政的負担が軽減することができました。

また、地域猫の不妊手術により、野良猫の個体数を減少させることが可能となり地域トラブルの減少に貢献しています。



中学校での盲導犬による動物愛護教育

##### EM白井野菜の会（平成 20～22 年度・平成 23～25 年度）



小学校でのEM菌の活用による環境保全学習

市民活動団体が自主事業として学校の依頼により実施していた事業を市に提案し、市が補助金を支出することで、市内3小学校で環境保全学習の機会を提供しています。

環境保全学習は、学校以外の市の各課（環境課・文化課）とも協働・協働で実施しています。

##### NPO法人しろい環境塾（平成 20～22 年度・平成 23～25 年度）

団体の事業目標である「里山を生かしたまちづくり」に向け、今までの「里山再生のボランティア」を脱却し、「まちづくり」、「地域づくり」団体への移行を指向しています。

団体の財務基盤を強化するため、民間企業や国の様々な補助金を活用し事業の展開を図っています。



子どもたちの田植え体験

**NPO法人コラボしろい**（平成20～22年度・平成23～25年度）



らくらく家庭介護のための実習教室

支える人から支えてもらう人へと循環する地域で支え合う体制づくりを目指して、有償ボランティア方式による独居高齢者等の日常生活支援サービス事業を大山口二丁目町会と連携して、大山口地区で実施しています。

活動が安定してきたことから、平成24年度からは、活動範囲を全市域に拡大して取り組んでいます。

**白井市介護支援専門員協議会**（平成20～22年度）

市民参加型の開かれた地域福祉サービスの向上を目指して、介護支援専門員の研修や介護サービスの調査研究、広く市民への情報提供や市民が介護サービスをスムーズにできるように行政機関や関係団体との連絡調整を行っています。



介護支援専門員の研修会

**認定NPO法人日本ブルキナファソ友好協会**（平成20～22年度）



小学生のネリカ米の稲作を指導

平成16年から、第一小学校と協働でアフリカのお米「ネリカ米」の稲作を行っています。児童たちはネリカ米の稲作を通じて、ブルキナファソの食糧事情、国際協力のあり方などを学んでいます。

平成20年度からは、市が補助金を支出したことから市とも協働で事業を展開することとなりました。

現在は、学校教育上必要な事業であるとして小学校の事業となりましたが、引き続き小学校と協働で取り組んでいます。

**NPO法人谷田武西原っぱ森の会**（平成23～25年度）

地域の人々、団体、行政と協力して、谷田地区に残された里山の環境をなんとかして保全したいという理念のもと、市の補助金を受け、生きものなどの調査、自然観察会の開催や子どもの活動の支援、美化・保全活動を千葉県企業庁や市環境課などと話し合いながら実施しています。



草原での外来種の除去作業

### 3. 白井市の市民参加・協働の現状と課題

市は、平成16年に千葉県内で初めてまちづくり条例と市民参加条例を制定し、情報発信、体制づくり、拠点づくり、ルールづくり、財政支援の5つの方法で市民参加・協働を推進しています。

市の市民参加・協働の現状と課題について、①行政への市民参加、②地域コミュニティへの市民参加、③協働のしくみへの市民参加の3つの観点から、次の通り整理しました。

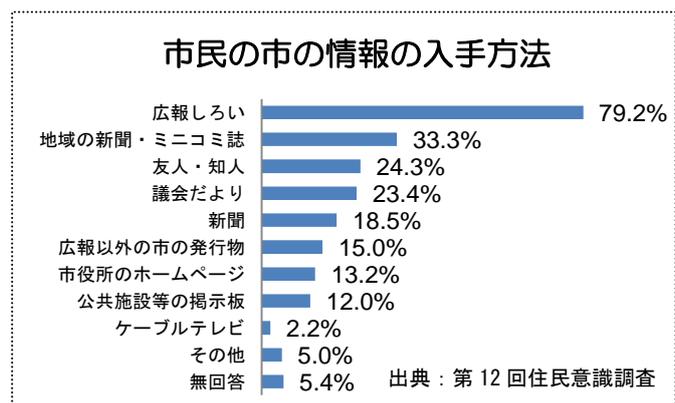
#### (1) 行政への市民参加を高める取り組み

##### 【現状】

- 千葉県内でいち早く、市民主体のまちづくりを推進するために、市は、平成16年3月に「まちづくり条例」を、平成16年6月に「市民参加条例」を施行し、ルールによる行政への市民参加のまちづくりを推進しています。
- 市政の情報発信として、広報しろいを月2回発行し、新聞折り込みなどで各世帯に配布するとともに、市ホームページやメールマガジンを通じて、様々な行政情報を迅速に提供しています。
- 審議会などの会議は原則公開し、その会議録は、市役所1階の情報公開コーナーで公開するとともに、なるほど行政講座（出前講座）により市政情報を提供しています。
- 市長とのタウンミーティングなどを通じて、市民や団体と市政運営に関する意見交換を実施しています。
- 市民参加推進会議を設置し、市民の視点で行政への市民参加について実施状況を毎年評価するとともに市民参加の拡充のための検討を行っています。

##### 【問題点】

- まちづくり条例、市民参加条例ともに、その対象となる市の事業数が少なく、市民の認知度が低い状態です。
- 市民の市の情報の入手先として、広報しろい8割弱、議会だより2割弱、その他市広報物、市ホームページ1割強という状態であり、広報しろい以外の情報提供の方法は、利用者が少ないことから、情報化の推進と併せてホームページの活用と充実が求められます。
- 市から発信される情報の多くが、お知らせや結果の報告であることから、市民に提供した行政情報が、うまく市民参加に活用されていないことがあります。
- 市の情報の発信が、一元化が図れていないなど指摘されています。
- 働き盛り世代や若年者層の市民参加や協働のまちづくりに関する関心や参加状況が少ない現状です。
- 行政に参加する市民が固定化しているとともに、市民活動に参加する市民の割合も低い傾向にあります。



## 【課題と方向性】

### ●情報発信を充実させます

広報しろいやホームページなどの情報発信の内容について、市民が分かりやすくなるための工夫をするとともに、市の情報の管理体制の一元化を進めます。

また、審議会などの会議も原則公開し、審議過程や結果について情報提供を進めます。

### ●市民参加・協働参加の機会を拡充します

平成 16 年に市民参加条例が制定されてから、7 年が経過し、市は行政への市民参加に取り組んでいます。今後もより広く市民意見を市政に反映できるよう、計画立案、実施段階、評価段階への市民参加の機会を拡充します。

### ●市民参加制度の研究を行います

市民が、行政や市民・地域活動へ参加しやすくなるように、市民参加制度の充実・改善に向けて先進的な市民参加制度の研究を行います。

### ●行政活動についての意識の向上を図ります

市民が、行政参加をする時は、市全体の利益を考えながら、参加することが求められています。市は、行政活動について市民が学習する機会をつくります。

### ●市民と行政の役割分担を明らかにする対話のための環境づくりを拡充します

市民参加・協働のためには、あらかじめ議論と対話により、お互いの目的を共有し、役割、責任を明確にすることが必要です。お互いが持つ情報について、対話を行うことができる環境づくりを拡充します。

### ●職員の意識改革と養成を行います

職員全員に市民参加・協働によるまちづくりについて考え、行動することができるよう、今後とも職員研修会など通じて意識改革を行います。

また、市と地域をつなぐ協働のコーディネーターとして専門的な知識や技能を持った職員の育成を行います。

## (2) 地域コミュニティへの市民参加を高める取り組み

### 【現状】

- 地域コミュニティの拠点となる複合機能を持ったコミュニティセンターなどの施設の整備をしています。
- 各小学校区の自治会長などが、それぞれの地域課題について意見交換をすることで、市民間の広域の連携意識を深めながら、地域コミュニティづくりをすすめています。
- 自治会・町会の活動に対して、情報提供や活動費補助など運営支援を実施しています。自治会への補助額については、加入世帯1戸あたりにつき850円補助しています。

### 【問題点】

- 市民と市の職員が情報共有し、意見交換を活発にする機会を増やすことが求められています。
- 地縁団体や市民公益活動団体は、活動について、お互いの情報交換や連携がまだまだ希薄な状態です。
- 地縁団体は自らの地域を自らの活動で住み良い地域社会を構築するための基本的な組織ですが、コミュニティ意識の希薄化や会員等の高齢化などの原因により、それぞれの自治会の会員加入率は、年々減少傾向にあり、地域活動に参加する市民が固定化しつつあります。
- 地域に対しての市の方針が不明瞭で、実効性が少ないなど、市と連携して地域で活動するしくみが必要であると指摘されています。
- 市が、市民や事業者と市民参加・協働により事業を実施するにあたり、双方ともに役割や責任が不明瞭なまま事業を実施していることがあります。

## 【課題と方向性】

### ●コミュニティ意識の向上を図ります

市民が、地域コミュニティ意識を高めるために地域について学習する機会の拡充を図ります。

### ●様々な主体が市民・地域活動に参加できるようにします

市は、市民参加条例の取り組みにより、市民の行政活動への参加を推進しています。今後は、行政活動への参加に加えて、市民活動やボランティアなどのテーマ型活動とともに、自治会活動、地区社会福祉協議会の活動などへの参加を積極的に推進します。

### ●協働のコーディネーターとなる市民を育成します

市民活動団体同士や市民活動団体と地縁型組織が連携を行うためには、コーディネーター機能を担う中間支援機能を持つ組織とともに、市民が必要です。中間支援機能を持つ組織や市民を育成します。

### ●地域の課題解決のため自治会を中心としたネットワーク化を図ります

小学校区などの広域な区域において、自治会を中心とした様々な市民団体が集まることで、情報の共有が図れ、地域の課題解決のきっかけとなります。市は今後とも地域のネットワーク化を推進します。

### ●事業者が地域コミュニティや市民活動に参加できるきっかけをつくります

事業者が、地域の一員として地域コミュニティや市民活動団体、行政と交流を深めるためのきっかけづくりを支援します。

### ●地域コミュニティの特徴を踏まえた地域のあり方を検討します

白井市における地域コミュニティの性格は、大きく分けて①都市型コミュニティ、②農村型コミュニティ、③農村・都市共生型コミュニティと3つあります。この特徴を踏まえ、地域のコミュニティの特性や資源を活かしながら、地域に即した地域づくりを推進します。

### (3) 協働のしくみへの市民参加を高める取り組み

#### 【現状】

- 市民主体のまちづくりを推進するため、平成16年3月に「まちづくり条例」を、平成16年6月に「市民参加条例」を施行し、市民参加の仕組みづくりを構築しています。
- 市民活動団体の拠点施設として、平成15年12月に「市民活動推進センター」を開設しています。
- 第4次総合計画を総合的に進めるため、市民参加・協働を計画推進の柱に位置付け、市全体で市民参加・協働を推進しています。
- 市民参加・協働を横断的・総合的に推進するため、平成16年度に「市民参加推進課」を設置し、平成23年度に、市民との協働を更に進めるため「市民活動支援課」に課名を変更しています。
- 公益活動を行う市民団体を支援するため、平成19年度に財政的な支援制度として市民活動団体からの提案により補助を実施する「市民団体活動支援補助金」を創設しています。さらに平成22年度には、「市民団体活動支援補助金」について、従来の支援型に加えて、立上型の補助金を創設しています。



■地区まちづくり計画の決定に向けて検討する  
白井工業団地地区まちづくり協議会

#### 【問題点】

- まちづくり条例、市民参加条例ともに、その対象となる市の事業数が少なく、市民の認知度が低い状況です。
- 市民活動推進センターの役割が曖昧であるとの指摘があります。
- 市民参加・協働についての理解の必要性を市民、職員双方ともに高めていく必要があります。
- 協働については、協働を行うことが目的化してしまい、評価・見直しまでのしくみができていない状況です。
- 市民団体、地域、行政の役割や責任が不明瞭なまま事業を実施していることがあります。

## 【課題と方向性】

### ●協働のしくみづくりを検討します

環境、子育て、福祉、まちづくり、国際交流など、さまざまテーマにより専門性を活かした公益的な市民活動が増えてきており、今後は、市民との協働のまちづくりを進めるための総合的なしくみづくりに取り組めます。

### ●協働のモデルづくりを行います

市民、地域、事業者と市の市民参加・協働の効果が非常に高い事業をモデル的に実践します。

### ●市民活動の支援機能を充実させます

「市民活動推進センター」のコーディネート機能を強化し、個人、ボランティア団体や地域コミュニティ団体との相互の連携・協力体制を整えて、中間支援施設として役割を担っていきます。

### ●提案型協働事業を推進します

協働と行政改革の観点から市が実施している事業について、市民活動団体や事業者等からの事業提案をしてもらう提案型協働事業制度を創設します。

### ●協働の評価を行います

協働の目的を明確にし、活動の結果や成果がどうだったのか、一定の基準に沿って評価し、見直すしくみを整備します。

## 4. 白井市第4次総合計画後期基本計画第1次実施計画における市民参加・協働の現状

### (1) 調査の狙い

白井市では、後期基本計画を推進するための共通の取り組みとして「市民参加・協働」により施策や事業を進めていくこととしています。

実施計画（平成23年度から平成25年度まで）の全ての事業を、市民参加・協働の視点で明らかにし、結果を市民に公表することで、市が実施する事業に対して、市民や市民活動団体からの提案が増え、市民参加・協働による事業の実施の質や実効性を高めることを期待しています。

### (2) 市民参加の実施状況

P.26 参照

実施計画の全事業234事業のうち、103事業（44.0%）で、市民の意見を聞き、市政に反映することを目的として、市民参加の手法（P.33参照）が取り入れられています。

また、事業のどの段階において、市民参加を行っているかについては、市民参加を実施している事業の91.3%が、事業計画策定などの計画段階において、市民の意見を聞いており、81.6%の事業において、事業終了後の評価の段階でも市民参加を行っています。

市民参加実施事業における市民参加の手法の内訳をみると、市民参加を採用している事業のうち、87.4%が審議会などの会議の開催による市民参加を行っており、次いで、アンケート、パブリックコメント（意見公募）を行っています。

これらから、白井市における市民参加の大きな特徴として、多くの事業において、審議会などの会議の開催による市民参加を実施しており、市民の意見を計画の策定や事業の評価に取り入れていることに熱心であることがわかります。

また、その一方で、実施段階への参加が非常に少ないこと、ワークショップや意見交換会などのその他の市民参加の手法の採用が非常に少ないため、市民参加の手法が硬直化していることがわかります。

今後、白井市における市民参加を更に進めるためには、従来の手法によらない様々な市民参加を積極的に実施する必要があります。

実施計画の全事業234事業のうち、88事業（37.6%）において、市民と連携・協働しています。

市民協働を行っている事業のうち、どのような団体をパートナーとして連携・協働を行っているかについては、市民個人（60.2%）、ボランティア活動を行う団体を含む市民活動団体（52.3%）が半数を越えており、次いで、事業者（37.5%）やPTA（36.4%）、自治会（35.2%）となっています。

市民協働の手法（P.34参照）としては、市民協働を行っている事業の半数以上で情報交換を行っており、次いで、市民・団体が実施する事業への事業協力と市が実施する事業に対しての市民・団体の行政協力を行っています。

また、市民・団体と連携・協働する理由として、市民によりよいサービスを提供することが目的であるということが明らかになっています。

これらのことから、白井市における市民協働の大きな特徴として、より良い公共サービスを、公共サービスの受け手の市民に提供するためにかなりの事業において、市民協働を実施していることがわかります。

しかし、その一方で、協働は、情報交換や市民・市それぞれのどちらかが主体となって実施する事業に対しての協力が多く、白井市における市民協働を更に発展させるためには、今後、市民と市のお互いの関係が、現在実施している情報交換や事業協力・行政協力といった取り組みを重ねることにより深まり、最適な協働の領域において事業を展開することを目指す必要があります。

## (4) 今後の展望

調査の結果、実施計画全事業における市民参加、協働それぞれの取り組みは、いずれもかなりの多くの事業において実施されており、今後も市民参加・協働を拡大、実施予定の事業が予定されていることから、白井市における市民参加・協働による事業の展開は、更に図られることが明らかとなっています。

しかし、その一方で、市民参加、市民協働のいずれも実施していない事業は84事業、35.9%にも上っています。

白井市が目指す市民参加・協働の推進とは、市が実施する全ての公共サービスを市民参加・協働で実施することではありません。

市民参加・協働は、あくまでも、「より良い」公共サービスを、公共サービスの受け手の市民に「効率よく」提供するために実施するものですので、事業の計画、実施にあたり、市民参加・協働の実施について十分に検討を行ったうえで、市民参加・協働を実施することでサービスが低下する、または非効率になる事業においては、市民参加・協働を実施する必要はありません。

しかし、今回の調査によって、市民参加・協働を実施しない理由を確認したところ、市民参加・協働の必要性が薄い、必要性がない、馴染まないと答えた事業の多くの事業で、具体的な理由がないまま実施していないことがわかりました。

また、どのように協働したら良いかわからない、協働する相手方がわからないため実施していない事例も相当数であったことから、今後も、調査を行い、市民参加・協働の推移について検証し、市民に公表することで、市民参加・協働による事業展開のための市民からの働きかけを期待していく必要があります。

■ 白井市第4次総合計画後期基本計画第1次実施計画における市民参加・協働の実施状況

		事業数	全事業(234事業) に占める実施の割合
<b>市民参加を実施している事業</b>		<b>103</b>	<b>44.0%</b>
<b>時期</b>	計画段階	94	40.2%
	実施段階	18	7.7%
	評価段階	84	35.9%
<b>手法</b>	審議会	90	38.5%
	パブリックコメント(意見公募)	8	3.4%
	アンケート	11	4.7%
	ワークショップ	2	0.9%
	意見交換会	4	1.7%
	その他	2	0.9%
<b>協働を実施している事業</b>		<b>88</b>	<b>37.6%</b>
<b>パートナー</b>	市民(個人)	53	22.6%
	自治会	31	13.2%
	市民活動団体・NPO	46	19.7%
	事業者	33	14.1%
	社協・地区社協	25	10.7%
	PTA・学校	32	13.7%
	自主防災組織・消防団	6	2.6%
	各種委員	13	5.6%
	その他	21	9.0%
<b>手法</b>	委託	10	4.3%
	補助金	14	6.0%
	アダプトプログラム	2	0.9%
	後援	9	3.8%
	事業協力	33	14.1%
	情報交換	49	20.9%
	政策提言	6	2.6%
	共催	19	8.1%
	実行委員会	10	4.3%
	行政協力	33	14.1%
その他	10	4.3%	
<b>目的</b>	経費削減	25	10.7%
	市民意見の活用	32	13.7%
	市民自治意識向上	24	10.3%
	地域の事情を反映させるため	52	22.2%
	きめ細かい対応を行うため	49	20.9%
	多くの市民関与が事業に有効なため	47	20.1%
	市民主体が望ましい事業なため	24	10.3%
	施策の浸透を目的とするため	18	7.7%
	市民にとって重要事業のため	26	11.1%
その他	1	0.4%	
<b>市民参加・協働のいずれも実施していない事業</b>		<b>84</b>	<b>35.9%</b>
<b>理由</b>	公権力の行使のため	3	1.3%
	機密保持のため	17	7.3%
	事業の未実施	12	5.1%
	協働の手法がわからない	18	7.7%
	高度な政策立案が必要なため	4	1.7%
	協働の実施について協議中	3	1.3%
	協働のパートナーがわからない	28	12.0%
	法令・条例で義務付け	5	2.1%
	協働の実施体制の不足	15	6.4%
	コスト・手間がかかりすぎる	11	4.7%
	公平性の確保のため	2	0.9%
	事業の性格上、協働の必要性が薄い、もしくはない	36	15.4%
	その他(事業の実施主体ではない。今後の方向性不明)	17	7.3%
<b>市民参加・協働どちらも実施している事業</b>		<b>41</b>	<b>17.5%</b>